

岐阜県公報

号外(一) 令和六年十二月二十四日

目次

○知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	四
○岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(同)	四
○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	五
○岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(乗務水道課)	四三
○岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(地域福祉課)	四三
○岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(国際交流課)	四三
○岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	四四
○宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(建築指導課)	四五
○岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	五〇
○岐阜県証紙条例を廃止する等の条例	(出納管理課)	五〇
○岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(運転免許課)	五一

本号で公布された条例のあらまし

- ◇知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四六号)
 - 一 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を○・〇五分引き上げることとした。
 - 二 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と一二月期の期末手当の支給割合を改定することとした。
 - 三 施行期日等
 - 1 この条例中一は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、二は令和七年四月一日から施行することとした。
 - 2 一による改正後の規定は、令和六年十二月一日から適用することとした。
- ◇岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第四七号)
 - 一 「国家公務員退職手当法」の一部改正に鑑み、失業者の退職手当について、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
 - 1 雇用機会が不足していると認められる地域における給付日数の延長の暫定措置の適用期間を二年延長することとした。(附則第一七項関係)
 - 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。
- ◇岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四八号)
 - 一 岐阜県人事委員会の令和六年一〇月一〇日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
 - 1 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を九〇〇円引き上げることとした。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

令和六年十二月二十四日

- 2 寒冷地手当について、地域及び世帯等の区分に応じ、支給額を引き上げることとした。
- 3 期末手当及び勤勉手当（任期付研究員及び任期付職員にあつては、期末手当）について、年間の支給割合を〇・一〇月分（大学の学長、再任用職員、任期付研究員及び任期付職員にあつては、〇・〇五月分）引き上げることとした。
- 4 期末手当及び勤勉手当（任期付研究員にあつては、期末手当）について、六ヶ月期と一二月期の支給割合を改定することとした。
- 5 給料表を改定し、初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を引き上げることとした。
- 二 警察職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務に従事した場合に支給される警察職員手当について、日没時から日の出時までの間に従事した場合は、国家公務員に準じて通常の手当額に一〇〇分の五〇を加算することとした。
- 三 施行期日等
 - 1 この条例中一から3まで及び5は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、一4は令和七年四月一日から、二は公布の日から施行することとした。
 - 2 一1、2及び5による改正後の規定は令和六年四月一日から、一3による改正後の規定は令和六年一月一日から、二による改正後の規定は令和六年五月一六日から適用することとした。
- ◇岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四九号）
 - 一 「大麻草の栽培の規制に関する法律」の一部改正に伴い、第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）
 - 二 この条例は、令和七年三月一日から施行することとした。
- ◇岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を改正する条例（条例第五〇号）
 - 一 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、その改正内容に準じた改正を行うこととした。
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第五一号）
 - 一 「旅券法施行令」の一部改正に鑑み、「旅券法」の施行に関する事務に係る手

- 二 この条例は、令和七年三月二四日から施行することとした。
- ◇岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第五二号）
 - 一 屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の安全性を確保するため、次のとおり規定の整備を行うこととした。
 - 1 広告物を表示する者等に対し、当該広告物又は掲出物件について補修、除却その他必要な管理を義務付けることとした。（第一四条の二関係）
 - 2 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者に対し、当該広告物又は掲出物件について一定の資格者による点検を義務付けることとした。（第一四条の三関係）
 - 3 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可又は許可の更新を受けようとする者に対し、2の点検結果の提出を義務付けることとした。（第一四条の三関係）
 - 4 広告物又は掲出物件の除却義務の対象者、除却すべき場合及び除却期限を見直すこととした。（第一五条関係）
 - 二 知事が除却により保管した特に貴重な広告物又は掲出物件の公示方法を、県公報又は新聞紙からホームページに変更することとした。（第一九条関係）
 - 三 一2及び3の点検結果の受付事務を全ての市町村（岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市を除く。）に移譲することとした（岐阜県事務処理の特例に関する条例）の一部改正。
 - 四 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 五 この条例中一1及び4、二並びに四は令和八年一月一日から、一2及び3並びに三は令和九年四月一日から施行することとした。
- ◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第五三号）
 - 一 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の三条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - 1 岐阜県事務処理の特例に関する条例
 - (一) 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく事務を大垣市、高山市、多治見市、各務原市及び可児市に移譲することとした。（別表第一関係）
 - (二) 改正前の「宅地造成等規制法」に基づく事務について市町村への権限移譲を廃止することとした。（別表第一関係）

組織を使用する方法により差給の申請をする場合にあっては、一、九〇〇円（同項の規定の適用を受ける場合にあっては、三、九〇〇円）に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 改正後の別表第一四の表の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「物件」の下に「（以下「掲出物件」という。）」を加える。

第二条の見出し中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第一項中「広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）」を「掲出物件」に、「景観又は」を「景観若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第四条の見出しを「（禁止広告物等）」に改め、同条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第一号中「変色し」を「たい色し」に改める。

第五条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第六条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第五号中「街燈柱」を「街灯柱」に改め、同項第六号中「消火せん」を「消火栓」に改め、同条第二項中「街燈柱」を「街灯柱」に改める。

第七条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第八条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物等に」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第三号中「広告物等」を「ため

表示し、又は設置するもの」に改め、同条第三項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第四項中「広告物等に」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第一号中「広告物等」を「ため表示し、若しくは設置するもの」に改め、同条第六項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「当該物件」を「当該掲出物件」に改め、同条第七項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第八項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項ただし書中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第九項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第九条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十二条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第一項中「広告物等を」を「広告物又は掲出物件を変更し、若しくは」に改める。

第十三条中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第十四条第二号中「詐偽」を「虚偽の申請」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（管理義務）

第十四条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第十五条の見出しを「（除却義務）」に改め、同条第一項中「第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた」を「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する」に、「許可期間が満了し、又は許可を」を「この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第十四条の規定により許可が」に、「は、七日以内に広告物等」を「、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「又は公衆」を「若しくは公衆」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十七条及び第十八条（見出しを含む。）中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第十九条の見出し中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に、「県公報又は新聞紙」を「県が開設する

インターネットのホームページ」に改める。

第二十条（見出しを含む。）及び第二十一条（見出しを含む。）中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第二十二条第一号中「広告物等」を「広告物」に改め、同条第二号及び第三号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第二十三条第一項第三号及び第四号中「広告物等」を「当該許可に係る広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物」を「掲出物件」に改める。

第二十四条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第二十五条第一項及び第二項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第五項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第二十六条第一号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二号中「広告物を掲出する物件の設置（以下「広告物等の表示又は設置」という。）を「掲出物件の設置」に改め、同条第三号中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改め、同条第四項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第五項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に、「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第二十八条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第三十七条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第三十八条第二項第一号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第二号中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第四十四条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「広告物若しくは掲出物件」に改める。

第五十二条第二号中「第十五条第一項」を「第十五条」に、「よる除却をしない」を「違反して除却をしなかった」に改める。

第十二条 岐阜県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「占有者」の下に「（次条第一項において「広告物の所有者等」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（点検義務）

第十四条の三 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 第七条若しくは第八条第四項の規定による許可又は第十一条第二項の規定による当該許可の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

第三十八条第一項第一号中「法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人」を「登録試験機関」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項第七号から第九号までの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第十二号中「広告物等の」を「広告物又は掲出物件の変更若しくは」に改め、同項第十四号中「違反広告物」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第十六号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

14 条例第十四条の三第二項の規定により点検の結果の提出を受けること。

別表第一十三の項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を